

# 企画競争実施の公示

令和 6 年 4 月 26 日  
国土交通省北海道運輸局観光部長 村上 浩之

次のとおり、企画提案書等の提出を招請します。

## 1. 業務概要

### (1) 業務名及び概要

ATの定着・さらなる活性化に向けた実証事業  
令和5年9月に開催されたATWS2023を一つの機会としてATの機運が高まっているところ、北海道におけるATの定着・さらなる活性化に向け、AT市場の現況の調査、ガイド等人材育成、ATの裾野の拡大などの必要な方策を実証する。

### (2) 業務内容 別紙「仕様書」による。

### (3) 履行期限 令和 7 年 3 月 28 日

## 2. 企画競争参加資格要件

- (1) 予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- (2) 令和4・5・6年度の国土交通省競争参加資格(全省庁統一資格)において「役務の提供等」のDランク以上に格付けされ、北海道地域の競争参加資格を有する者であること。(但し、地方自治体を除く。)
- (3) 国土交通省北海道運輸局長から指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- (4) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、国土交通省公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- (5) 労働者派遣法(第3章第4節の規定を除く。)の規定又はこれらの規定に基づく命令に違反した日若しくは処分(指導を含む)を受けた日から5年を経過しない者でないこと。(これらの規定に違反して是正指導を受けた者のうち、入札参加関係書類提出時までには是正を完了している者を除く。)
- (6) 労働保険・厚生年金保険・全国健康保険協会管掌健康保険又は船員保険の未適用及びこれらに係る保険料の未納がないこと。(入札参加関係書類提出時において、直近2年間の保険料の未納がないこと。)

## 3. 手続等

### (1) 担当部局

〒060-0042 北海道札幌市中央区大通西10丁目 札幌第2合同庁舎6階  
国土交通省北海道運輸局観光部観光企画課 担当: 佐々木 白澤  
TEL:011-290-2700 E-Mail: [hkt-tpd@gxb.mlit.go.jp](mailto:hkt-tpd@gxb.mlit.go.jp)

### (2) 説明書及び仕様書等の交付期間

令和 6 年 4 月 26 日から 令和 6 年 5 月 20 日まで、  
説明書及び仕様書等の交付を希望する方は、(1)のEメールアドレスへお申し込み下さい。

### (3) 企画提案書等の提出期限及び方法

令和 6 年 5 月 22 日 17 時 00 分まで、(1)に同じ。  
原則として、電子メールにより提出すること。

※ メール送信後に送信した旨を担当者に電話すること。

### (4) 説明会の有無、日時及び場所

説明会実施の日時、場所は別途連絡します。

### (5) 企画提案に関するヒアリングの有無、日時及び場所

当該企画提案募集にあつては、ヒアリングの実施はありません。

### (6) 事業者の決定

令和 6 年 5 月 27 日(予定)

## 4. その他

- (1) 関連情報を入手するための照会窓口 3.(1)に同じ。
- (2) 提案書に虚偽の記載を行った場合は、当該提案書を無効にするとともに、記載を行った提案者に対して指名停止を行うことがある。
- (3) ワーク・ライフ・バランスを推進する企業として法令に基づく認定を不正な手段により取得したことが判明し、その認定が取り消された場合には、契約を解除することがある。
- (4) その他の詳細は説明書による。

## AT の定着・さらなる活性化に向けた実証事業 仕様書（案）

### 1 概要

#### 1.1 事業目的

令和 5 年 9 月、北海道札幌市を中心に、アドベンチャートラベル（AT）の世界最大の商談会であるアドベンチャートラベル・ワールドサミット（ATWS）2023 が開催され、世界 64 の国と地域から約 770 人の AT 関係者が参加した。

ATWS2023 及び ATWS2023 にあわせて催行した AT ツアーへの評価は高く、会期終了後のアンケートにおいても AT 旅行地としての日本に期待する声が寄せられており、今後、日本における AT の需要が一層高まっていくことが期待される。

日本政府観光局（JNTO）の「訪日マーケティング戦略」（令和 5 年 6 月公表）では「2025 年には AT 旅行地としてアジア No.1 の地位を確立する」目標が示されている。また ATWS2023 閉幕時に、ATWS の主催団体である Adventure Travel Trade Association（ATTA）と、アドベンチャートラベル・ワールドサミット北海道実行委員会（ATWS 北海道実行委員会）とが共同で公表した「Joint Statement」では「ATTA と ATWS 北海道実行委員会の構成員は、これからの北海道・日本における AT の推進に向けた道のりを、観光庁・JNTO と共に描いていく」ことを宣言している。

北海道・日本への関心が高まっているこの機を捉えて、この機運の高まりを逃さないよう、北海道における AT の定着及びさらなる活性化に向け、大きく「現状を適切に把握すること」「受入環境を整備すること」「市場を開拓すること」の 3 つの取り組みが必要と考えられる。

本事業では、上記の 3 つについて、それぞれ具体的な調査・実証を行い、その結果を基に AT の定着・さらなる活性化を図ることを目的とする。

#### 1.2 業務の内容

##### (1) 現状を適切に把握する（ATWS 開催成果と AT の実績に関する調査）

###### 【趣旨】

ATWS2023 を契機として、北海道・日本の事業者と海外の事業者とのネットワーキングの構築が進み、商談が行われた。今後の北海道における AT の振興に必要な方策の検討にあたり、その前提として ATWS2023 の成果を定量的に把握する必要がある。

また、北海道における AT 市場の現状を把握するため、北海道を訪れる AT 旅行者の消費規模等、AT による経済効果を計測する必要がある。

###### 【業務内容】

###### ( ) ATWS2023 の追跡調査

ATWS2023 に参加した北海道内の事業者（事業所を北海道内に置くものを含む）を中心に、ATWS2023 後の状況を調査する。具体的には、ATWS2023 での商談の後、実際に商品化されたものがどの程度あるか、また ATWS2023 後に実際に商品化された（催行された）ツアーについて、具体的にどのような内容であるか（期間・金額・メインアクティビティ・メインコンテンツ・人数・主な来訪者の国や地域等）を把握することが想定されるが、これらに限らず、今後の北海道の AT の振興に必要な情報を調査するものとする。

###### ( ) 北海道における AT の実態調査

北海道を訪れた AT 旅行者の消費額や AT 旅行商品の額といった、北海道における AT 市場の規模を把握するために必要な情報についての調査を行う。その上で、北海道を訪れる外国人

旅行者の消費額と比較し、AT 市場の規模、AT と AT 以外の旅行形態それぞれの消費額の比較等を行う。なお、これに限らず、今後の北海道・日本の AT の振興に必要な情報があればあわせて盛り込むものとする。

【実施時期】 6月～9月

## (2)受入環境を整備する（ガイド等人材育成を強化するための方策の実証）

### 【趣旨】

ATWS2023 では北海道・日本に好意的な評価が寄せられた一方で、ガイド能力、特に英語でのガイドングについて指摘が見られた。北海道は AT 先進地としてガイドを育成しつつあるが、まだ十分でないことから、ガイドの能力向上に向けた研修を実施し、その手法について確立する必要がある。

### 【業務内容】

ATTA による ATWS2023 の「FINAL REPORT」( ) 等に示された北海道・日本のガイドへの評価や、(1)の調査を踏まえて、ガイドの育成に向けた研修を設計・実施し、その有効性を検証する。

<https://cdn-content.adventuretravel.biz/files/2023/65404fbc7bc7c0.21525535/ATWS-2023-Final-Report.pdf>

### 【研修内容】

英語によるガイドング能力の向上を目的に、フィールドワークと座学を組み合わせた全編英語のプログラムとする。

### 【研修対象者】

現在 AT ツアーにおいて英語を用いたスルーガイドとして携わっている者及びスルーガイドを目指しているアクティビティガイド等で英語による実務経験を有する者。

【実施時期】 9月～2月

事業期間内で、ガイドが参加しやすい時期に設定するものとする。

【回数】 1回以上

【研修期間】 3泊4日程度

【想定対象人数】 10名程度

### 【留意事項】

- ・本研修開催にかかる一切の手配及び運営を行うこと。
- ・研修参加者の研修開催地までの移動交通費・宿泊費・食費については参加者負担とする。

### (3) 受入環境を整備する・市場を開拓する（AT の裾野拡大に向けた方策の実証）

#### 【趣旨】

北海道は日本の中で AT 先進地としての地位を確立しつつあるが、その一方で、北海道の気候的特性から繁閑差が大きく、ガイドが安定的な収入を得にくいなど人材確保の観点で支障となっている。(2)のガイド育成とも関連し、AT ガイドの収入の安定化も見据え、AT のハイシーズン以外（オフシーズン）でも販売・催行が可能な形での AT ツアーのあり方を検討する必要がある。

また、新規需要の開拓も重要であり、これまで AT に強い関心を抱かなかった層へのアプローチも検討しなければならない。

そのひとつの選択肢として、AT の性質を踏まえた（ ）企業研修との組み合わせの可能性について検証を行うこととする。

社会の変化に柔軟に対応する変革力等を求める企業が増えている中、それに呼応した人材育成研修のニーズも高まっている。特に近年は研修の中に野外活動を取り入れる企業が増えつつあり、自己変革をもたらすことを目的とした AT は、特に企業研修に適していると考えられる。

#### 【業務内容】

##### （ ）研修プログラムの作成

道内の一地域を選定し、AT を活用した企業研修のプログラムを以下の点に留意し作成する。

- ・対象地域は、オフシーズンの屋外を想定し天候等を考慮した適地を選定すること。
- ・プログラム策定は、実施主体となり得る地域の関係者及び AT の観点と人材育成、企業研修の観点について、それぞれに知見を有する者を加えて検討すること。
- ・プログラムの対象となる企業群（像）を選定し、この対象に適した人数、期間（2～4泊程度を想定）のプログラムを策定すること。
- ・悪天候時の代替プログラムを策定すること。

##### （ ）（ ）で作成したプログラムのモニターツアーの実施

（ ）で作成したプログラムについて、対象に設定した企業群（像）を対象に、モニターツアーとして催行する。

なお、（ ）及び（ ）の実施にあたっては、今後、継続的に研修を実施することが可能な体制の構築も考慮すること。

【作成するプログラム数】 1泊～3泊程度のプログラムを1本以上

【モニター対象】 （ ）で選定した企業群(像)の研修実施部署の責任者

【モニター数】 各プログラム 3社、3名以上 合計10人程度

【モニターツアー実施時期】 9月～2月

#### 【留意事項】

- ・本モニターツアー開催にかかる一切の手配及び運営を行うこと。
- ・参加者の開催地までの移動交通費、プログラムに含まれない宿泊費・食費については参加者負担とする。

#### (4)とりまとめ

##### 【業務内容】

(1)～(3)を令和7年3月中旬までに完了させ、その実施結果を検証したうえでATの定着・さらなる活性化に向けた提案をとりまとめる。

## 2 企画提案と業務運営に関する留意事項

本留意事項については必ず企画提案書に含めること。

### (1) 企画提案について

業務内容に関する具体的な企画案（項目、方法、調査目標等）過去に類似の調査（観光以外の分野を含む）を実施した実績がある場合は、可能な範囲でその内容を活用すること。

北海道内のAT関係者と連携し、効果的な事業の実施となるよう努めること。

業務実施体制、作業工程、資金計画

企画競争参加者の概要等

参考見積（概算・消費税含む）

再委託等の有無及び予定

### (2) 業務運営について

北海道運輸局と十分に協議を行いながら事業を進め、指示に従うこと。

仕様書に記載されていない事項で、業務内容に疑義が生じた場合は、その都度担当と協議し、その指示に従うこと。

本業務の進捗及び事業費執行の状況について、業務監督職員の求めがあった場合には、速やかに経過報告書を提出すること。

本業務の円滑かつ効率的な進捗を図るため、受託者は北海道運輸局と密接な連携を図りつつ、業務の運営や事務処理等の作業を主体的に進めるものとする。また、必要に応じて現地調査・文献調査・アンケート・ヒアリング等を実施するものとする。

再委託を行う場合は、事前に北海道運輸局の承認を得ることとし、再委託先事業者の管理監督を行うこと。

資料、成果品等の作成

- ・本事業の過程で作成する書類は、PowerPoint、Word、Excel等、北海道運輸局において二次利用可能な形式にて作成するものとする。その際、知的財産権等、取り扱いに注意を要するものについては、都度確認を行い、必要に応じて許可等を得ること。
- ・納品された写真等の著作権は北海道運輸局に帰属する。また、成果品は北海道運輸局及びJNTOのWEBサイトや各種情報提供媒体、観光プロモーション、イベント等に随時使用、複製できるものとする。
- ・制作にあたり、第三者が権利を有する動画・画像等を使用する際には、成果品の使用用途をふまえ第三者との間で発生した著作権その他知的財産権に関する手続きや使用権利料の負担と責任は、全て受注者が負うこととする。

### (3) 成果目標

1.2(4)において取りまとめる「現状を適切に把握すること」「受入環境を整備すること」「市場を開拓すること」に対する提案

**(4) 履行期限**

令和7年3月28日（金）

**(5) 成果品**

- ・事業実施報告書（A4判縦、カラー） 3部
- ・事業概要（PowerPoint、A4横、カラー、1枚にまとめたもの） 3部

**3 事業実施報告及び成果物の提出期限**

令和7年3月28日（金）

**4 事業実施報告書及び成果物の提出場所**

〒060-0042 北海道札幌市中央区大通西10丁目 札幌第2合同庁舎6階  
国土交通省北海道運輸局観光部観光企画課

**5 監督職員**

北海道運輸局観光部観光企画課 課長補佐